

**新町名候補選定小委員会**

## **第 2 回委員会資料**

**日 時：平成 1 6 年 4 月 2 8 日（水）午前 9 時～**

**場 所：広見町民会館 3 階大会議室**

**広見町・日吉村合併協議会**

## 第2回 新町名候補選定小委員会 会議次第

日 時：平成16年4月28日（水）午前9時～  
場 所：広見町民会館 3階大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
  - (1) 新町名候補の選定について
  - (2) アイデア賞の選定について
  - (3) その他
- 4 閉 会

## 公募結果について

### 【募集要領】

- (1) 募集期間 平成16年4月 1日(木)から  
平成16年4月25日(日)まで(当日消印有効)
- (2) 応募できる人 広見町・日吉村に住所を有する者
- (3) 応募方法 はがき(専用応募用紙又は通常のはがき)  
封書、ファックス(専用応募用紙)  
eメール

### 【公募結果】

- (1) 応募総数 830件  
有効件数 820件  
無効件数 10件
- (2) 応募方法による分類(有効件数)  
応募はがき(官製はがき含む。) 804件  
封書 3件  
ファックス 4件  
eメール 9件
- (3) 町村別応募状況(有効件数)  
広見町 710件  
日吉村 110件
- (4) 応募名称の種類(別紙新町名称種類一覧表のとおり) 229種

## 1 新町名候補(第1次選定)の結果について

番号	名簿番号	候補とする名称	名称のふりがな
1	1	鬼北	きほく
2	2	きほく	きほく
3	3	広吉	ひろよし
4	4	広見	ひろみ
5	5	吉見	よしみ
6	6	見吉	みよし
7	7	広見川	ひろみがわ
8	8	清流	せいりゅう
9	10	愛北	あいほく
10	11	南予	なんよ
11	16	高月	たかつき
12	17	美郷	みさと
13	19	北宇和	きたうわ
14	23	戸祇	とぎ
15	43	新鬼北	しんきほく
16	44	水豊	みとよ
17	45	清風	せいふう
18	216	柚子	(ゆず)

注 名称のふりがなに 印があるものは、一般的と思われるふりがなを付しています。

その他

1 第3回新町名候補選定小委員会について

第3回新町名候補選定小委員会の開催日時は、次のとおりとする。

日 時 平成16年 月 日( ) 午後 時から

場 所

## 参考資料

### 選定基準及び選定方法（案）

#### 1 新しい町の名称候補選定基準

- (1) 新町名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称で次の から の条件の1つ以上に該当する名称とする。

広見町・日吉村の地理的なイメージを表現している名称

広見町・日吉村の歴史や文化にちなんだ名称

広見町・日吉村の住民の理想や願いを表現した名称

広見町・日吉村の特徴を表現した名称

その他新町にふさわしい名称

- (2) 選定にあたっての留意事項

名称の部分についてのみ選考の対象とする。

[ 町の の部分]

「町」は「ちょう」と読む。

漢字については、基本的には常用漢字を使用するものとする。

#### 2 新しい町の名称候補選定方法

新町名称種類一覧表の中から小委員会の各委員が5作品を選定する。

(第1次)

選定された作品の中から5候補を小委員会において決定する。(第2次)

5候補の選定については、各委員の協議・投票により決定する。

- (1) 第1次選定

選定基準により、新しい町にふさわしいと考えられる名称を選定する。

選定方法は、新町名称種類一覧表の中から各委員がそれぞれ「新町の名称候補」5作品を選定する。併せて「アイデア賞候補」3作品も選定し、事務局が指定した選定用紙で提出する。(28日に持参)

- (2) 第2次選定

事務局が集計した第1次選定一覧表の中から、小委員会で協議し得票の多い順に5候補を選定する。(得票が同数で5候補が決まらない場合は以下の選定を行う)

例：「A町」「B町」「C町」「D町」「E町」「F町」「G町」……

得票数	5票	3票	2票	4票	3票	3票	3票
新町名候補	「A」「D」の2候補が決定。						

B,E,F,Gは同数のため、残りの3候補を以下の選定方法で選出する。

得票が同数の場合は、委員全員の無記名による投票で選定する。

投票は、 で新町名候補となった数を除いた数を各委員が選定し投票する。

得票数の多い順に残りの候補として選定する。再度同数の場合は協議により決定する。

選定した5候補について、候補ごとに小委員会としての「選定理由」「委員からの付帯意見」等を付して協議会に報告する。

### 3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正できるものとする。

## 記念品贈呈者の決定方法について

### 1 記念品について

名付け親大賞	1人	「全国共通商品券又は図書券	5万円相当」
名付け親賞	8人以内	「全国共通商品券又は図書券	1万円相当」
佳作	4人以内	「全国共通商品券又は図書券	1万円相当」
アイデア賞	3人以内	「全国共通商品券又は図書券	5千円相当」

### 2 各賞の決定方法

#### 名付け親大賞

小委員会で選定した5候補の中から新町の名称を決定する。

新町の名称に決定した候補（作品）の応募者が複数ある場合は、応募者の中から抽選により1人を決定し、賞状及び記念品を贈呈する。抽選は会長が行う。

#### 名付け親賞

新町の名称に決定した候補（作品）の応募者が複数ある場合には、名付け親大賞の抽選から漏れた応募者の中から抽選により8人以内で決定し、賞状及び記念品を贈呈する。

#### 佳作

名付け親大賞に漏れた残りの4候補（4作品）を佳作とする。ただし、それぞれの候補に応募した者が複数ある場合は、それぞれの応募者の中から抽選により各候補1人計4人を決定し、4人に賞状及び記念品を贈呈する。

#### アイデア賞

全作品（新町名候補5作品を除く。）の中から小委員会委員8人がそれぞれ3候補（3作品）ずつ選定し、小委員会での協議により3候補（3作品）以内で決定する。ただし、それぞれの候補に複数の応募者がある場合は、小委員会の委員長が抽選により選定する。選定の方法は小委員会で別に定める。

### 3 各賞の決定時期、発表、贈呈について

「名付け親大賞」、「名付け親賞」及び「佳作」は協議会で新しい名称が決定された後、協議会において抽選し決定する。

「アイデア賞」は、小委員会で決定し上記抽選の決定後委員長が発表する。

贈呈については、協議会において名付け親大賞のみ贈呈を行い、その他の賞については、贈呈対象者と連絡を取り事務局が責任をもって本人に贈呈（配布）する。



# 新町の名称募集要領の運用方針

この運用方針は、新町の名称募集要領第8条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条関係（周知の方法）

「協議会だより・2町村の広報」には、募集要領の概要を掲載し周知する。

「ホームページ」は、広見町のホームページに掲載することにより行う。

「防災無線等」は、防災無線、回覧などとし防災無線については、随時行い、回覧については、必要に応じ行うこととする。

なお、『新町名募集ちらし』を作成し、各戸に配布し周知する。

## 第3条関係（応募の条件）

### 1号関係

「住所を有する者」とは、平成16年4月1日から平成16年4月25日の公募期間中に2町村のいずれかに住所がある者。

### 2号関係

「2町村の地域にふさわしい名称」とは、次のようなものをいう。

地域の地理的なイメージを表現している名前

地域の歴史や文化にちなんだ名前

地域住民の理想や願いを表現した名前

地域の特徴を表現した名前

その他新町にふさわしい名前

### 4号関係

「1人1点」とは、1人が1枚のはがき、封書、ファックス又はeメール（以下「はがき等」という。）に新町名を1つ書いたものをいう。したがって、1人が1枚に2つの町名を書いたものや複数のはがき等に別々の町名を書いたものは無効とする。なお、このことについては、募集ちらし等に「わかりやすく」掲載する。

### 5号関係

「はがき」については、各戸に配布する『新町名募集ちらし』の紙面の一部に、切り取り用のはがき（料金受取人払いはがき）を印刷し応募しやすくする。配布方法等詳細は別途定める。

「ファックス」については、専用応募用紙の様式を『町名募集ちらし』に掲載する。

### 6号関係

「当日消印有効」とは、はがき又は封書による応募については、締切日当日の郵便局の消印のあるものをいい、ファックス又はeメールによる応募については、締切日当日午後5時までに着信したものをいい、いずれも広見町・日吉村合併協議会事務局又は2町村の役場に送付又は送信されたものであること。

#### 第4条関係（募集結果の公表）

「公表」の内容は、名称の種類及び件数とする。

#### 第5条関係（選定方法）

「候補」は、5候補（5点）とする。

「選定」は、小委員会において選定する。

「選定方法」は、小委員会において別途定める。

「町名の決定」は、協議会において決定する。決定は全会一致を原則とするが、意見が分かれた場合は、委員全員の無記名投票（又は挙手）により、3分の2以上の賛成をもって決定する。なお、3分の2以上の賛成が得られない場合は、得票数の多い上位2候補に絞り、再度、委員全員の無記名投票により行い、得票数の多い候補を新町名に決定する。

#### 第6条関係（賞状及び記念品贈呈）

賞状及び記念品の贈呈者の決定は、次のとおりとする。

「名付け親大賞」は、小委員会で選定した5候補の中から新町の名称を決定する。

新町の名称に決定した候補(作品)の応募者が複数ある場合は、応募者の中から抽選により1人を決定し、賞状及び記念品を贈呈する。抽選は会長が行う。

「名付け親賞」は、新町の名称に決定した候補（作品）の応募者が複数ある場合には、名付け親大賞の抽選から漏れた応募者の中から抽選により8人以内で決定し、賞状及び記念品を贈呈する。

「佳作」は、名付け親大賞に漏れた残りの4候補（4作品）を佳作とする。ただし、それぞれの候補に応募した者が複数ある場合は、それぞれの応募者の中から抽選により各候補1人計4人を決定し、4人に賞状及び記念品を贈呈する。

「アイデア賞」は、全作品（新町名候補5作品を除く。）の中から小委員会委員8人がそれぞれ3作品（3候補）ずつ選定し、小委員会での協議により3作品（3候補）以内で決定する。ただし、それぞれの候補に複数の応募者がある場合は、小委員会の委員長が抽選により選定する。選定の方法は小委員会で別に定める。

#### 第7条関係（応募作品の位置付け）

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

## 新町名 5 候補及びアイデア賞の選定方法について

新町名 5 候補及びアイデア賞の選定方法については、次の方法により選定する。

### 新町名 5 候補の選定方法

- 全応募作品の中から小委員会の各委員が 5 作品を選出する。
- 選出された作品の中から 5 作品を小委員会において決定する。
- 5 作品の選定については、各委員の協議・投票により決定する。

### アイデア賞 3 候補の選定方法

- 新町名候補に選ばれなかった残りの全作品の中から小委員会の各委員が 3 作品を選出する。
- 選出された作品の中から 3 作品を小委員会において決定する。
- 3 作品の選定については、各委員の協議・投票により決定する。